**警告**

この集積所へ排出された資源の所有権は、条例に基づき我孫子市にあります。

市が回収を委託する株式会社リサイクル以外の者の持ち去りを禁止します。

持ち去り者には、我孫子警察署と連携して２０万円以下の罰金刑を含む措置を講じます。

また、持ち去り者を発見して車両ナンバー等の情報をお持ちの方は、我孫子市生活衛生課

（電話04-7185-1130）へ情報をお寄せください。

●●自治会

我孫子市生活衛生課